

協議事項(3) 沼津市地域公共交通計画の変更について

1. 協議事項

沼津市では、令和2年3月に「沼津市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和4年3月には「沼津市地域公共交通計画」として一部改定を行い、現在公共交通に関する取組を推進しています。

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されるとともに、地域公共交通計画の再生及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化（計画と補助制度の連動化）が行われました。

補助事業の活用のためには、補助系統の地域における位置づけ等補助制度の連動化のため、地域公共交通計画への記載が必要となります。

令和6年4月から沼津市の地域内フィーダー系統を追加するにあたり、本計画においても当該路線を地域内フィーダー系統として位置付け、補助事業活用の必要性について記載するため、本計画を一部改定し、変更内容について本協議会にてご審議いただきます。

2. 変更箇所該当頁

沼津市地域公共交通計画 P16 「地域公共交通体系の構成要素」

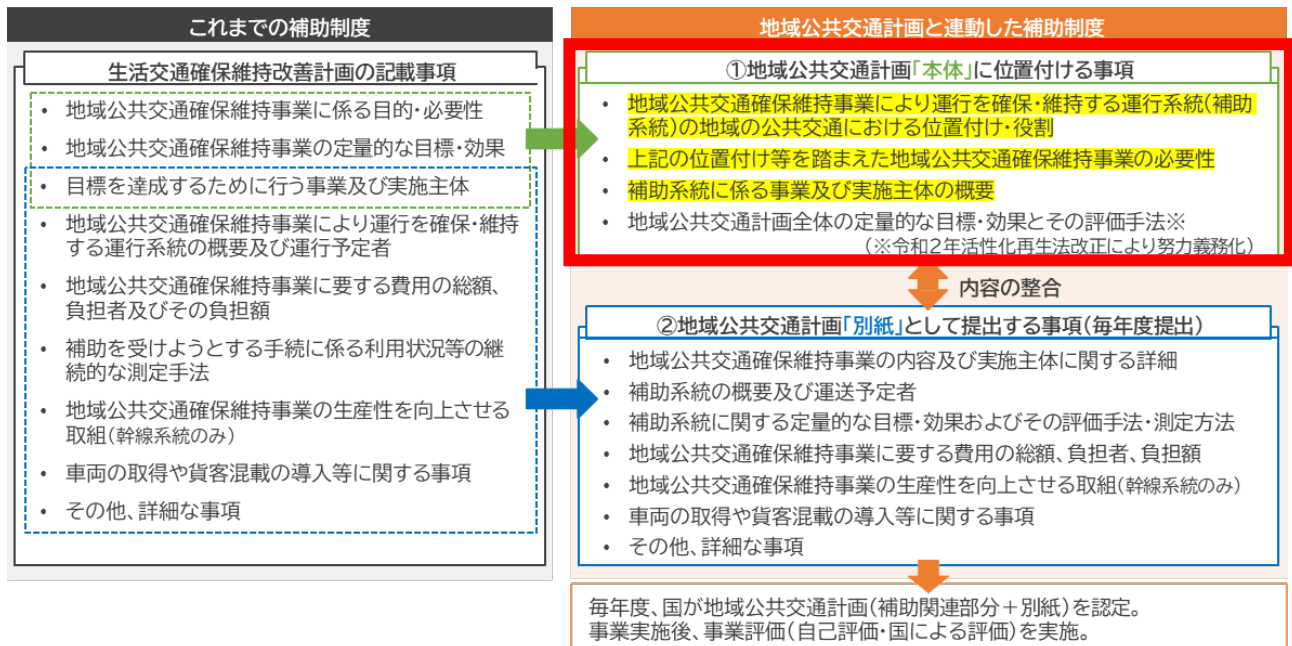
3. 参考資料

- 1 沼津市地域公共交通計画の一部改定について
- 2 新旧対照表（沼津市地域公共交通計画 P16 抜粋）

沼津市地域公共交通計画の一部改定について


計画のうち、地域公共交通体系の構成要素（P16）に追加するフィーダー路線と当該路線に係る役割、補助の必要性のほか、実施主体として全路線における運行事業者を追記します。

〈参考〉「地域公共交通計画と路線バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」より一部抜粋



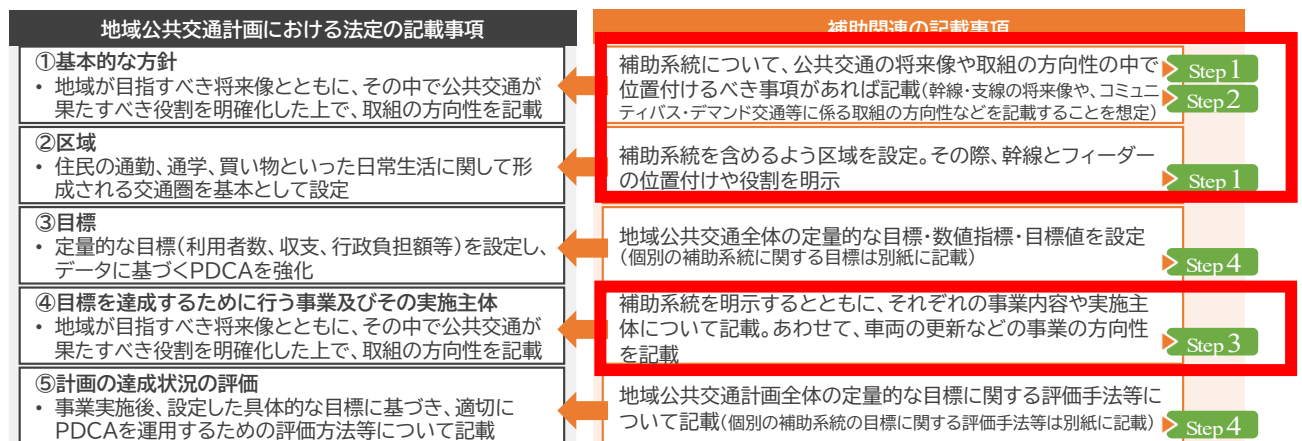
② 地域公共交通計画(本体)の記載イメージ

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画(本体)において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等について設定する必要があります。これまでの補助計画のように補助事業についてのみ記載するのではなく、**地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載**する必要があります。

ここでは、地域公共交通計画(本体)での記載イメージを紹介します。**チェックポイント**  に留意して作成してみましょう。

～ 記載イメージ：「××市地域公共交通計画」において補助系統を位置付ける場合 ～

法定の記載事項における補助関連の記載事項



Step 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割について整理しましょう

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割について、表・地図を使って分かりやすく整理しましょう。

Check! 系統の記載

表内の系統名は図と整合させて記載してください。

Check! 取組の方向性の記載

幹線・フィーダーの将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載してください。

<表での整理イメージ>

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域内幹線	乗合バス 水色系統	××駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行
	乗合バス 赤系統		
支線	乗合タクシー(区域運行) 橙系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保 地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す
	乗合バス 青系統、黄緑系統		

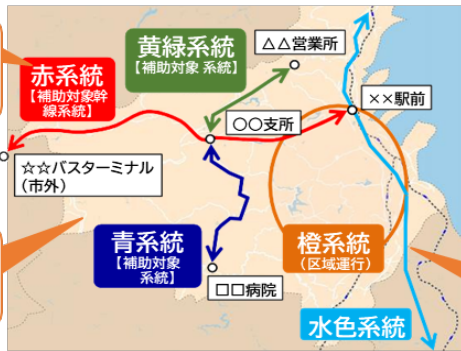
<地図での整理イメージ>

Check! 補助系統の位置

計画区域内での補助系統(幹線・フィーダー)の位置を地図内で明示してください。

Check! 計画区域の設定

補助系統を含めるよう区域が設定されていることを確認してください。



Check! 確保・維持策の記載

補助系統以外も含めた地域公共交通全体のあらましが分かるように記載した上で、補助系統をわかりやすく明示してください。

Check! ネットワークの全体像

補助系統以外も含めて、地域公共交通ネットワークが分かるような概要図を掲載してください。

Step 3 補助系統に係る事業及び実施主体の概要を整理しましょう

補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要について、表などを使って整理しましょう。

Check! 整理対象の事業

補助系統以外も含め、全体の事業内容や事業区分等を記載してください。

Check! 実施主体の記載

主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記してください。

Check! 補助系統の記載

補助系統を明示してください。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	××駅前	〇〇支所	☆☆BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
橙系統	◇◇地区内			4条乗合	区域運行	XX市(運行は交通事業者に委託)	なし
...							

Check! 車両購入費補助に関する記載

車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載してください。

【旧】

地域公共交通体系の構成要素

移動手段・分類		役割	主な路線	備考 (補助等)
鉄道		<ul style="list-style-type: none"> 市外から都市拠点や地域拠点を結ぶ鉄道路線。 東西軸として市民及び観光客の広域的な移動を担い、高い輸送力と速達性を有する。 	JR 東海道本線 JR 御殿場線	
高速バス		<ul style="list-style-type: none"> 市内と首都圏等を結ぶ高速バス路線。 鉄道路線の補完的な役割を担う。 	沼津－東京駅、渋谷、新宿、京都、大阪	
路線バス	市内幹線	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点である沼津駅を起点とし、市内の拠点又は隣接する市町の拠点を結ぶ路線のうち、都市的居住圏内（沼津駅から概ね 3km 圏内）までの区間。 主に、沼津駅及び地域拠点・産業交流拠点へのアクセス、都市的居住圏内における市民の日常生活の移動を担う。 路線の集約・再編により速達性や定時性を確保し、公共交通軸を形成することで、高水準のサービスを提供する。 	沼津港方面	
			我入道・下香貫方面	
			西浦・伊豆長岡駅方面	
			大平方面	
			清水町方面	
			大岡方面	
門池・免許センター方面				
ららぽーと・市立病院方面				
		片浜・原方面		
郊外路線	<ul style="list-style-type: none"> 市内幹線のうち市内の都市的居住圏外を運行する路線またはその他市内の拠点間を結ぶ区間。 主に、都市的居住圏外エリアと中心市街地間の移動や、通勤・通学など市民の日常生活の移動を担い、地域のニーズに応じた運行サービスを提供する。 	市内幹線のうち都市的居住圏外を運行する区間		
		上記路線のうち西浦線 ららぽーと・原団地・原駅線	市自主運行路線 地域内フィーダーシステム	
広域路線	<ul style="list-style-type: none"> 市内幹線のうち隣接する市町の拠点までを運行する路線。 主に、通勤・通学等で市町を跨ぐ市民の移動を担い、鉄道との接続等を考慮した運行サービスを提供する。 	市内幹線のうち隣接する市町の拠点までを運行する路線 ・沼津大岡三島線（沼津駅－三島駅） ・原線（沼津駅－東田子の浦駅） ・がんセンター線（沼津駅－静岡がんセンター） ・沼津静浦長岡線（沼津駅－伊豆長岡駅）	地域間幹線系統	
		長岡伊豆三津シーパラダイス線 （伊豆長岡駅－伊豆・三津シーパラダイス） 戸田線 （修善寺駅－戸田）		
タクシー (乗合)	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域や交通不便地域における移動手段として、タクシー車両により運行する路線。 主に路線バスによるサービスが十分に行き届かない地域住民の日常生活の移動を担う。 鉄道駅や郊外路線、地域間路線との接続による中心市街地への移動の確保や、地域内循環による高齢者のくらしの足として、地域内の移動を支える役割を担う。 	ミューバス原・浮島線 西浦地区 戸田地区 大岡地区内循環 その他の交通不便地域	地域内フィーダーシステム ・市自主運行路線	
タクシー (乗用)	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域を対象とした乗用タクシー。 路線バスでは対応が難しい時間帯やエリアでのきめ細やかなサービスを提供する。 	市内全域		

※地域間路線及び地域内交通については、上記に示す役割を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線の確保維持及び車両を取得することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となります。

【新】

地域公共交通体系の構成要素

移動手段分類	役割	主な路線	実施主体	備考(補助等)	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 市外から都市拠点や地域拠点を結ぶ鉄道路線。 東西軸として市民及び観光客の広域的な移動を担い、高い輸送力と速達性を有する。 	JR 東海道本線 JR 御殿場線	東海旅客鉄道		
高速バス	<ul style="list-style-type: none"> 市内と首都圏等を結ぶ高速バス路線。 鉄道路線の補完的な役割を担う。 	沼津ー東京駅、渋谷、新宿、京都、大阪	富士急シテイバス 東海バス WILLER		
路線バス	市内幹線	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点である沼津駅を起点とし、市内の拠点を結ぶ路線のうち、都市的居住圏内(沼津駅から概ね3km圏内)までの区間。 主に、通勤・通学など都市的居住圏内における市民の日常生活の移動を担い、鉄道や広域路線との接続等により高水準のサービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 東海道線(沼津駅ー片浜駅) 拓南東線(沼津駅ー拓南東) 運転免許センター線(沼津駅ー東部運転免許センター) 北小林線(沼津駅ーマール沼津工場前) 	富士急シテイバス	<ul style="list-style-type: none"> 国補助(フィーダー) 市補助
		<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点である沼津駅を起点とし、市内の拠点又は隣接する市町の拠点を結ぶ路線のうち、都市的居住圏内までの区間。 主に、沼津駅及び地域拠点・産業交流拠点へのアクセスを担い、ニーズに応じた運行サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 下香貫循環線(沼津駅ー東桃郷・木の宮ー沼津駅) 	東海バス	
	郊外路線	<ul style="list-style-type: none"> 市内幹線のうち市内の都市的居住圏外を運行する路線またはその他市内の拠点間を結ぶ区間。 主に、都市的居住圏外エリアと中心市街地間の移動や、通勤・通学など市民の日常生活の移動を担い、地域のニーズに応じた運行サービスを提供する。 	市内幹線のうち都市的居住圏外を運行する区間 上記路線のうち西浦線(沼津駅ー木負農協、江梨)	東海バス	<ul style="list-style-type: none"> 県補助 市補助
			<ul style="list-style-type: none"> ららぽーと・原団地・原駅線(原駅ーららぽーと沼津) 片浜・柳沢線(片浜駅ー柳沢) 	富士急シテイバス	<ul style="list-style-type: none"> 国補助(フィーダー) 市補助
	広域路線	<ul style="list-style-type: none"> 市内幹線のうち隣接する市町の拠点までを運行する路線。 主に、通勤・通学等で市町を跨ぐ市民の移動を担い、鉄道との接続等を考慮した運行サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 沼津大岡三島線(沼津駅ー三島駅) 沼津静浦長岡線(沼津駅ー伊豆長岡駅) 	伊豆箱根バス	<ul style="list-style-type: none"> 国補助(地域間幹線) 県補助
			<ul style="list-style-type: none"> 原線(沼津駅ー東田子の浦駅) がんセンター線(沼津駅ー静岡がんセンター) 	富士急シテイバス	
タクシー(乗合)	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域や交通不便地域における移動手段として、タクシー車両により運行する路線。 主に路線バスによるサービスが十分に行き届かない地域住民の日常生活の移動を担う。 鉄道駅や郊外路線、地域間路線との接続による中心市街地への移動の確保や、地域内循環による高齢者のくらしの足として、地域内の移動を支える役割を担う。 	ミューバス原・浮島線(原駅ー荒久)	市(運行はタクシー事業者に委託)	<ul style="list-style-type: none"> 国補助(フィーダー) 市補助 県補助 市補助 	
		<ul style="list-style-type: none"> 戸田・土肥線(戸田ー土肥温泉・土肥港) 戸田・江梨線(戸田ー江梨・木負農協) 			
		大岡地区内循環 その他の交通不便地域			
タクシー(乗用)	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域を対象とした乗用タクシー。 路線バスでは対応が難しい時間帯やエリアでのきめ細やかなサービスを提供する。 	市内全域			

※地域間路線及び地域内交通については、上記に示す役割を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線の確保維持及び車両を取得することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要となります。